

X Rコンテンツ作成講習会実施事業業務委託基本仕様書

1 事業の目的

県内の高校生・大学生等がX Rコンテンツ制作の基礎的なスキルの提供を受けて、楽しみながらX Rコンテンツを作成するとともに、X Rコンテンツのビジネス活用例を学ぶことで、新しい技術や分野への適応能力と、自ら新事業を創出することへの意欲を持つ若者を育成する。

2 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

(1) X Rコンテンツを作成する講習会開催業務

以下に定める講習会を開催すること

① 受講者は、県内の高校生、大学生、専門学生を対象とし、②に定めるスキルを学びX Rコンテンツを作成するものとする。

② 講習内容は次を満たすものとする。

ア X Rコンテンツ制作における基礎的なU n i t yスキル教育

イ X Rコンテンツを効果的・効率的に制作する手法等の共有

(ア) テクニカルスキル

- U n i t yを中心としたX R開発プラットフォームの適切な使用方法
- X Rデバイスやモバイルデバイスにおける最適なパフォーマンスと互換性の確保
- グラフィックスやアニメーションの最適化手法

(イ) デザインスキル

- ユーザーが没入感を高め、快適に操作できるような設計
- X R環境下におけるユーザーの認知負荷の最小化

③ 作成コンテンツの題材は、受講者の世代が興味を持つもので、山形県の優位性またはポテンシャルを引き出すことができるものを選定すること。

④ 受講者のコンテンツ制作を支援するためのハンズオンセッションの提供

⑤ 講習会の実施計画及びカリキュラムの作成

- 受講者数は50名以上とする

⑥ 講習会の運営

- 講習会の回数や提供形態は協議のうえ決定するが、提案にあたっては、山形市と庄内地域での開催を含むこと

⑦ 使用機器は受託者側で準備すること

⑧ 受講者の募集は県と連携して実施すること。

(2) 作成したXRコンテンツのビジネス活用業務

(1) で受講生が作成するXRコンテンツをビジネスで活用し、新たな価値を生み出すためのプロジェクトを下記のとおり実施すること。

- ① (1) で受講者が作成するXRコンテンツに基づいて、ビジネス活用のための戦略を策定し、新たなビジネスモデルや収益モデルの構築を含めた事業計画を立案する。
- ② マーケティングプランを策定し、顧客開拓や販売促進活動を行う。
- ③ 事業推進に必要なパートナーとの連携を行い、提携や共同開発の交渉を行う。

(3) 成果発表会の開催業務

(1)、(2) で実施した事業成果の発表会を行うこと

(4) 委託業務のプロジェクト推進等に関する業務

下記に定めるプロジェクト推進等に関する業務を行うこと。

- ① プロジェクト定例会を開催し、進捗報告を行うこと。併せて議事録等を作成し、提出すること
- ② 山形県が取り組む広報活動に使用する広報用の動画や画像の制作を行うこと

(5) その他

県が実施するXRビジネス創出関連事業との連携のもと、委託業務を実施すること

3 KPIの設定

- (1) 業務遂行にあたり、下記から2つから3つの項目を選択し、数値目標を設定すること。
- (2) 設定にあたっての目標値は3か年のものとし、3年後にその目標値をクリアするためのロードマップ案及び1年ごとの目標値も設定・提案すること。
- (3) 下記項目以外のKPIの提案がある場合は、提案項目に係る数値目標について3(1)のとおり設定すること。
- (4) KPIは(1)と(3)合わせて最大3項目とする。

1 新規 XR ビジネスの数

- ・ 新たに立ち上げられる XR 関連の企業やプロジェクトの数

2 地域経済への貢献

- ・ 地域内の企業や観光業における XR 技術の活用により得られる効果

3 若者定着の向上

- ・ XR 技術習得・ビジネス化支援のためのプログラム提供による若者の地元定着促進

4 地域イベントや施設への XR 技術の導入

- ・ 地域イベントや観光施設に XR 技術が導入される数や割合、地域の魅力向上や観光促進のための XR 技術の利活用

5 地域内の XR 関連人材の育成と就業数

- ・ XR 関連のスキルや知識を持つ人材の増加と、その地域での就業者数の増加

6 地域ブランド価値の向上

- ・ 地域の観光や文化の魅力を XR 技術により強化

4 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、以下の表に示す経費とする。

(1) 人件費

報酬・給与、手当、福利厚生費（法定福利費、健康診断料及び福利環境整備費をいう。）

(2) 運営費

謝金、旅費、借料・損料、通信運搬費、会議費、資料作成費、消耗品費、委託費、印刷製本費、雑役務費、資料購入費、広告料、通信回線使用料（インターネットプロバイダー契約料及び接続料を含む。）、事務機器リース料等

5 成果品

(1) XR コンテンツ作成講習会の実施マニュアル

(2) 開発した XR コンテンツデータ

(3) 報告書

6 特記事項

(1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。

(3) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。

(4) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。